

平成28年6月1日

陳情第68号

ゴミ収集事業について再検討を求める陳情

ゴミ収集事業について再検討を求める陳情

【陳情趣旨】

小田原市が行っているゴミ収集事業は、大別して家庭用と事業用に分かれているのは周知の事実であるところ、今回は家庭用の可燃ゴミを例にして再検討が必要であることを説明いたします。

平成28年4月1日現在、小田原市には79521世帯に193,580人が居住しています。住民が生活している過程で出す家庭ゴミは、小田原市と単位自治会が確認している収集場所において収集が行われています。

小田原市は、この収集場所の清掃管理のために、現在、単位自治会に対し1世帯あたり95円の管理謝礼金を支払っています。

家庭ゴミの収集場所は単位自治会に加入していない住民も利用することが想定される中、単位自治会によっては収集場所の管理を明確にして非自治会員には利用させない自治会もあります。あるいは、目が行き届かないことから非自治会員のゴミ出しを黙認せざるをえない自治会もあります。

いずれにせよ、小田原市が指定している有料のゴミ袋を使用する限りにおいては、所定の収集場所に置かれたゴミは適正なものとして扱われ収集されることとなります。

しかし、小田原市は、ゴミ収集場所の管理謝礼金として単位自治会加入の世帯数分しか単位自治会に謝礼を支払っていないわけで、非自治会員世帯が出すゴミをも管理させるという不合理を長期間放置しています。

居住し生活している限り、ゴミを出すのは当然のことでありながら、その清掃管理を組織された単位自治会に依存し続けるのは、自治体として怠慢であると言わざるをえません。また、自治会に加入しないにもかかわらず、自治会が管理する収集場所にゴミを置いていくという行為も理解されるものではありません。誰しものが納得できる方法は、たぶんありえないとは思いますが、現状を改善しようとする不断の努力が求められます。

陳情者の私見ながら、その改善のための方法を考えてみましたので、関係者の意見を集め、ゴミ収集事業を再検討されることを望むものです。

単位自治会が、小田原市自治会総連合を通じて小田原市に申告している自治会員数(世帯数)は、平成28年4月1日現在、62,327世帯です。組織していながら、届け出ていない単位自治会もわずかにありますが、自治会組織率は78%あまりです。小田原市は、この78%の世帯が構成する単位自治会を利用して100%の世帯が出すゴミ収集事業を執行していることとなります。

単位自治会に対して、22%の未加入世帯が出すゴミの清掃管理をもさせているのですから、その分も単位自治会に支払うべきであるとも考えられます。しかし、単純に公費を増額させるというわけにもいきません。

単位自治会内でも役員になる人が年々減少して、会長・副会長・会計などの3役を構成することさえ年々困難になってきています。

一部の使命感を持った人を除き、地縁、血縁のしがらみで意に反して役員を引き受ける人も多いと聞きます。

間断なく出てくるゴミ収集について、公平な負担を住民が自覚するのを待っているわけにはいきません。小田原市の有料ゴミ袋の価格は周辺の市町に比べ、安いと思います。陳情者の住所に隣接する二宮町と比較すると下記のとおりです。

	10ℓ	20ℓ	30ℓ	45ℓ
小田原市	65円 (10枚)	67円 (10枚)	100円 (10枚)	110円 (10枚)
二宮町	180円 (20枚)	230円 (20枚)	312円 (20枚)	432円 (20枚)

ゴミ収集場所に関する清掃管理謝礼金の推移は以下のとおりです。

平成11年度 245円 (1世帯あたり)

平成12年度～17年度 100円（同 上）
平成18年度～現在 95円（同 上）

分別収集システムの浸透ともに、利用料（ゴミ袋の販売価格）を据え置きつつ、管理謝礼金を大幅に削減し、未だに放置し続けていることは、行政として怠慢であることを通り越して、時代錯誤の悪政であると指摘します。

まず、ゴミ袋の販売価格を最低でも2倍に引き上げ、これを原資として管理謝礼金を制度発足時と同等かそれ以上に引き上げ、全世帯分の管理謝礼金を単位自治会あるいは、連自治会単位に配分することを検討すべきであるということです。

ゴミ処理広域化の検討を模索している現在でも、老朽化し故障を来しがちな焼却炉を使用し続けているのですから、焼却炉の延命策の一環としても、住民を納得させることができると考えます。全戸分が増額配分された管理謝礼金を単位自治会がどのように使うかは、単位自治会の判断に委ねられるべきところ、広範な自治会活動を補助する目的で使用されることを期待するところです。

まちづくり委員会などと称する、官製の第2自治会が市内全域でスタートしたにもかかわらず、その予算を公費で補助したり、委員会によって補助金の額が異なったりと、住民自治組織に無用な介入を行うより、適正な費用を全住民が負担し、これを原資として住民組織である単位自治会に自主財源を付与することが、少子高齢化に対応する地域政策でもあると考えます。

陳情の理由ではありませんが、小田原市は有料のゴミ袋を購入することによって、ゴミ処理費を住民に負担させているものと思料いたしますが、ゴミ袋の価格は公共料金と考えれば、販売店によって価格差が生じることがあってはならないはずで

小田原市に入る収入は同じであるにしても、販売店が自分の販売手数料を加減して、販売店によって販売価格が異なっている事例があります。

こうした事例も、この際に検討されるべきものと考えております。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市に対し、住民の公平負担を念頭に置いたゴミ収集事業の再検討を求めること。

平成28年6月1日
小田原市議会議長
武松 忠 様

提出者
小田原市中村原303
加藤 哲男 ㊞